

第 1 回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成 1 8 年 7 月 7 日 (金)

午後 1 時 30 分 ~ 4 時

新宿区立教育センター 大研修室

議 事

- 1 新宿区基本構想審議会会長の選出について
- 2 新宿区基本構想審議会に対する諮問について
- 3 新宿区基本構想審議会の審議方針について
- 4 その他

事務局　ただいまから、新宿区基本構想審議会を開催させていただきますが、本日は第1回目の審議会でございますので、具体的な審議に入るまでの間、会議次第に沿って、区の方で進行をさせていただきます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます企画政策課長の野田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず基本構想審議会委員の委嘱をさせていただきます。

新宿区基本構想審議会条例第3条の規定に基づきまして、中山区長から新宿区基本構想審議会委員として委嘱をされます。各委員におかれましては、恐縮でございますが、ご自席でご起立の上、委嘱状をお受け取りいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、各委員の名前を読み上げさせていただきます。

寄本勝美様。汐見稔幸様は、本日ご欠席でございます。成富正信様、卯月盛夫様、輿水肇様、廣江　彰様、三田啓一様、高山俊達様、藤乗たみ代様、山下　馨様、小宮徳明様、平松　南様は、今のところまだ見えられておりません。続きまして、高野　健様、大友敏郎様、津吹一晴様、上原　一様、野尻信江様、川井　清様、古沢謙次様、小宮一夫様、鎌田利定様、安田明雄様、矢屏昭治様、大崎秀夫様、近藤龍観様、坂本二郎様は、ただいままだ見えられておりません。中村靖彦様、世継信一様、小畑通夫様、宮坂俊文様、山添巖様、沢田あゆみ様、おぐら利彦様、根本二郎様、久保合介様。

以上で、委嘱を終わらせていただきます。

それでは、ここで中山区長からごあいさつを申し上げます。

中山区長　皆様こんにちは、区長の中山弘子でございます。

第1回新宿区基本構想審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、ただいま委嘱申し上げました審議会委員のご就任につきましては、皆様方をお願い申し上げましたところ、ご快諾を賜り、まことにありがとうございます。心より御礼申し上げます。

また、本日は初めての審議会を開催するに当たり、何かとご多忙のところご出席をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、この後、私から審議会へ基本構想及び基本計画につきまして諮問をさせていただくわけですが、その前に、皆様はこのたびの計画づくりにつきまして、2点お話をさせていただきます。

1点目は、新宿区民会議の提言書についてです。

私は、このたびの基本構想の見直し、及び新たな基本計画の策定、並びに都市マスタープランの改定に当たりましては、区民との協働と参画を一層推進していくため、区が計画の素案を作成する前段階から、区民の皆様に区民の目線から検討していただくために、新宿区民会議を昨年6月設置いたしました。

新宿区民会議へは、400名近い公募区民にご参加いただき、6つの分科会に分かれ、1年間熱心にご検討をいただきました。

先月25日には、その成果をまとめた提言書を提出いただいたところです。新宿区民会議の皆様は、月2回の分科会活動のほかにも、まち歩きや勉強会などの自主的な活動をされ、その回数を合わせますと、全体で330回にもなります。ほぼ毎日、どこかで新宿区民会議の活動がなされていたこととなります。これは大変素晴らしいことだと、私は思っています。

私は、新宿区民会議の皆様に次のことをお約束しております。

1つは、新宿区民会議からいただいた提言は、最大限尊重して計画づくりを進めていくということです。いま一つは、基本構想審議会から一定の段階で私に提出いただく予定の骨子案に対し、新宿区民会議から意見書を提出いただくことです。そのため、私としては、新宿区民会議から提出された提言書をベースに、審議会ではご審議いただきたいと考えておりますので、ぜひ委員の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

2点目は、基本計画のつくり方についてでございます。

私は、先ほども申し上げましたが、新宿区民会議には基本構想と基本計画のほかに、都市マスタープランについても検討をお願いしたところですが、先月提出いただいた提言書は、その3つが渾然一体のものとなっております。

私は、区民の皆様にお示しする計画は、可能な限り総合的で、できる限りわかりやすいものであることが必要と考えております。

新宿区民会議では、基本構想、基本計画、都市マスタープランが一体的に検討されております。この検討の経過を踏まえ、私は今回の新たな基本計画の策定に当たりましては、ハードとソフトを合わせた、新宿区が今後目指すまちづくり全体の横断的な取り組みを、区民にわかりやすくお示するため、都市計画審議会でご審議いただく都市マスタープランと基本計画とを総合化し、一体的な計画として策定していくことを目指したいと考えております。

基本計画と都市マスタープランでは、そのもととなる法体系は異なりますが、これから

のまちづくりにかかる計画という点では、同じでございます。

私は、区民の生活実態を踏まえ、複雑多様化する課題に対処するためには、可能な限り計画は区民にとって総合的でわかりやすいものであることが重要であると考えております。ぜひ今回の計画づくりに当たっては、基本計画と都市マスタープランとの総合化の試みにご助言をいただきたいと思っております。

さて、新宿区基本構想審議会の委員には、各分野において、特にご見識、ご造詣の深い大学の先生方で、今回の新宿区民会議の各分科会でもご支援いただいた先生方に、学識経験者委員をお願いするとともに、新宿区民会議の皆様、地区協議会の皆様、そして各界でご活躍の各団体の代表の皆様や、区議会議員の皆様に委嘱申し上げた次第でございます。既に各委員の皆様方にはご承知のことと存じますが、現在の新宿区基本構想は、平成9年3月に区議会において議決され、策定されたものでございます。

現基本構想は、21世紀初頭を展望した新宿区の将来像を、「ともに生き 集うまち」「ともに考え 創るまち」とし、共生・協働を重視した構想であり、その考え方は現時点でも十分たえうるものと考えています。

しかし、我が国は現在、人口減少社会を迎えており、これまでの人口増加と経済成長を前提とした経済、社会システムは、見直しを求められています。

インターネットの普及に代表される高度情報化、企業や人々の活動のグローバル化が進む一方、地球規模の環境問題の深刻化や、天災、犯罪などの発生による社会不安の増大など、我が国は今、大きな転換期を迎えています。

さらに、平成12年の地方分権一括法の施行以来、自治体のあり方が一層問われており、国や東京都、そして特別区においても、自治のあり方がさまざまなレベルで議論となっています。区民のまちづくりへの参加意識や関心の高まり、新しい公共という考え方のもと、これまでの地域活動団体に加えて、NPOや事業者などが公共を担う場面も拡大を見せています。

このような大きな変化の中で、人々は心の豊かさと生活の質を重視したまちづくりを求めています。私は、こうした環境変化や課題に的確に対応し、今後も区民が安心して、心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくには、新しい時代を見据え、基本構想を見直し、あわせて新たな基本計画を策定していく必要があると認識し、このたび、基本構想審議会を設置し、諮問を行うものでございます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙とは存じますが、基本構想の見直しに当

たつての趣旨をご理解いただき、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、審議会からの答申につきましては、来年の2月を目途にいただきたいと考えておりますので、あわせてお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

事務局 それでは、ここで改めまして、審議会の委員のご紹介を、企画政策部長よりさせていただきます。

猿橋部長 企画政策部長の猿橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から審議会委員の皆様につきまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

私がお名前を申し上げますので、恐縮でございますが、ご自席でご起立いただければと思います。

ご紹介につきましては、既にお手元に配付してございます審議会資料のうち、資料番号1をごらんいただきたいと思っておりますが、資料番号1の新宿区基本構想審議会委員名簿、こちらに基づきましてご紹介させていただきたいと思っております。

なお、役職名等につきましては、恐れ入りますが、省略させていただきたいと思っております。それでは、ご紹介申し上げます。

寄本勝美委員でございます。成富正信委員でございます。卯月盛夫委員でございます。輿水 肇委員でございます。廣江 彰委員でございます。三田啓一委員でございます。高山俊達委員でございます。藤乗たみ代委員でございます。山下 馨委員でございます。小宮徳明委員でございます。高野 健委員でございます。大友敏郎委員でございます。津吹一晴委員でございます。上原 一委員でございます。野尻信江委員でございます。川井清委員でございます。古沢謙次委員でございます。小宮一夫委員でございます。鎌田利定委員でございます。安田明雄委員でございます。矢屏昭治委員でございます。大崎秀夫委員でございます。近藤龍観委員でございます。中村靖彦委員でございます。世継信一委員でございます。小畑通夫委員でございます。宮坂俊文委員でございます。山添 巖委員でございます。沢田あゆみ委員でございます。おぐら利彦委員でございます。根本二郎委員でございます。最後に、久保合介委員でございます。

以上で、委員35名のご紹介につきましては終わらせていただきます。

続きまして、審議会を補佐させていただくために出席いたします新宿区の各部の部長を、名簿の資料番号2の部長名簿に基づきましてご紹介させていただきたいと思っております。

まず、酒井敏男区長室長でございます。布施一郎総務部長でございます。野口則行地域文化部長でございます。石崎洋子福祉部長は、所用のため欠席させていただいております。長谷川智行社会福祉協議会担当部長でございます。伊藤陽子健康部長でございます。村主千明保健衛生担当部長も欠席でございます。石川 進環境土木部長でございます。鴨川邦洋資源清掃対策室長でございます。平山 博都市計画部長でございます。なお、今野隆教育委員会事務局次長と小柳俊彦中央図書館長につきましては、同時刻で教育委員会が開催されておりますので、本日は欠席でございます。

以上で、各部の部長の紹介を終わらせていただきます。

次に、審議会に対する補助的業務を行っていただきます調査研究機関につきまして、ご紹介させていただきます。

三菱UFJリサーチコンサルティング株式会社でございます。

なお、審議会の事務局でございますが、企画政策部企画政策課が担当いたします。何とぞよろしくお願いいたします。

以上で、審議会委員等のご紹介につきましては、終わらせていただきます。

事務局 次に、審議会会長の選任をお願いいたしたいと存じますが、会長は、条例第5条第2項の規定によりまして、委員が互選することになっております。会長の互選がされまして、その取りまとめをしていただくために、座長の選任をお願いしたいと思いますけれども、その方法について、いかがいたしましょうか。ご意見、ご提案をお願いいたします。

(「事務局一任」の声あり)

事務局 事務局一任との声がありましたけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

事務局 それでは、事務局一任との声ございましたので、事務局からご指名を申し上げたいと思います。

それでは、今回、新宿区民会議の取りまとめ役をしてくださいました寄本委員に座長をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

寄本座長 ただいま、座長に指名いただきました寄本でございます。

条例第5条第2項の規定に基づきまして、会長の互選の進行を務めさせていただきます。

会長は、審議会を代表し、会務を総理していただく重要なポストでございます。委員の皆様のご意見、ご提案をお願いいたします。

(「座長一任」の声あり)

寄本座長 座長一任というお声がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

寄本座長 それでは、僭越ですが、私からご指名させていただきます。

学識経験者として選出されております卯月委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

寄本座長 賛成の拍手をいただきました。ご承認をお願いいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

卯月委員、大役でご苦労さまでございますけれども、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、座長としての役割は終了させていただきます。

会長選任についてのご協力、ありがとうございました。

それでは、卯月委員にバトンタッチいたします。

卯月委員、会長席にどうぞ、ご着席ください。

事務局 それでは、早速でございますけれども、会長からごあいさつをいただきたいと思えます。

卯月会長 早稲田大学の芸術学部という部門で、建築、都市景観等を教えております卯月でございます。

このたび、新宿区の基本構想審議会の会長という大役を仰せつかることになりまして、大変緊張しております。

先ほどの中山区長のお話にもありましたように、区民会議の膨大な議論を踏まえて、素晴らしい提言が出されております。その提言をベースにしながら、きょう、お集まりいただいている審議会の皆様方のご意見をさらに加えて、よりブラッシュアップして、区民の方にわかりやすい基本構想、基本計画、さらに都市計画マスタープランを作成するために努力してまいりたいと思えます。何とぞ皆様方のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。

それでは、会長が選任され、審議会運営の運びとなりました。

ここで、中山区長から審議会会長あて諮問をさせていただきます。

中山区長 新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問

します。

1、新宿区基本構想の見直しについて。

2、新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について。

平成18年7月7日、新宿区長 中山弘子。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 お手元に、ただいま区長から審議会会長にお渡しいたしました諮問文の写しを配付させていただいております。

それでは、ここで審議会の審議に入りますので、大変恐縮ではございますが、区長はここで退席させていただきます。ご了承願いたいと思います。

中山区長 それでは、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 以上で、事務局の司会進行を終わらせていただきます。

この後は、卯月会長にお願いをしたいと思います。卯月会長、よろしく願いをいたします。

卯月会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより、第1回新宿区基本構想審議会の審議に入りたいと思います。

よろしくご協力のほど、お願いいたします。

本日の出席委員は32名、委員の半数以上の方にご出席をいただいておりますので、新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本日の審議会は成立していることを、まずご報告させていただきます。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の配付資料の一覧表により、確認をさせていただきます。

資料の右上に資料番号がございますので、そちらとあわせてご確認ください。

資料1、新宿区基本構想審議会委員名簿

資料2、新宿区基本構想審議会出席の部長名簿

資料3、新宿区基本構想審議会傍聴規程(案)

資料4はホチキスどめになっているものです。

- ・新宿区基本構想審議会について
- ・基本構想・基本計画とは
- ・新宿区の現況
- ・新宿区の課題

ということで表紙に書いてあるものです。よろしいでしょうか。

資料5、 . 新宿区基本構想及び新宿区基本計画の策定に向けて（区の考え方）

. 区民会議提言書の大概について

. 基本計画と都市マスタープランの総合化のイメージ

ということが、表紙に書いてあるものです。

資料6、 審議会の運営方針・方法及び日程について（事務局案）

基本構想審議会の進め方及び日程（案）

新宿区基本構想審議会日程（案）

というふうに表紙に書いてあります。

それから、参考資料といたしまして、新宿区基本構想審議会条例がお手元にいつているかと思えます。

不足している資料がございましたら、事務局の方にお申し出ください。

それから、皆さんのいすの上に置いてありました、こちらのボックスです。こちらは、これからの審議の中で皆さんにご利用いただくものです。毎回、事務局の方でお席の方に用意させていただきます。

入っている中身につきまして、ご紹介させていただきます。

新宿区基本構想、こちらのピンク色の物です。新宿区基本計画、こちらの白い。新宿区後期基本計画、青い表紙の物になります。新宿区第四次実施計画、第二次行財政改革計画、こちらのオレンジ色の分です。新宿区都市マスタープラン概要版、こちらの緑色の表紙になっている薄い物です。新宿区の概況、こちらの緑の冊子です。新宿区地図。

それから、既に皆様には事前に送付させていただいております新宿区民会議の提言書も、こちらの方に入れておいていただければというふうに思えます。

それから、こちらのA3版になっております。こちらは、新宿区基本計画のこれまでの主な取り組みと、実績の評価ということで、平成17年度までの区の取り組みと、16年度事業を評価いたしましたものが、こちらに載っておりますので、これから議論の際に、あわせてこちらの資料をごらんください。

資料の確認については、以上です。お手元の方にない物がございましたら、お申し出ください。

卯月会長 膨大な資料でわかりますね。これ、持って帰るんじゃないんですね。置いていていいんですね。

事務局 はい。常に事務局で用意させていただきますので、お机の上においていただければ結構です。

卯月会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は次第にございますように、3つございます。

1番と2番につきましては、既に終了いたしました。したがって、3番の審議方針について、これから議論をいたしますが、その前に、本日は第1回でございますので、審議会の運営について、若干決めておきたい点がございます。

まず、第1点、会長代理の件でございます。審議会条例第5条第4項に、会長の職務代理の規定がございます。条文によりますと、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する、とございます。

そのため、私の方から会長代理を指名させていただきたいと思っております。

会長代理につきましては、成富委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

卯月会長 ありがとうございます。それでは、会長代理は成富委員に決定させていただきます。

恐れ入りますが、会長代理の席にご移動お願いいたします。

さて、次に審議会の傍聴についての取り扱いでございます。

当審議会は、原則として公開することとしたいと思っております。傍聴についての詳細については、事務局から規程(案)をご説明いたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料3に基づきまして、新宿区基本構想審議会傍聴規程(案)についてご説明させていただきます。

この規程は、新宿区基本構想審議会の傍聴に関し、必要な事項を定めたものです。

第2条におきましては、審議会は原則公開で、何人も傍聴することができます。ただし、会議内容が新宿区情報公開条例に規定する非公開情報が含まれる場合は、非公開としていきます。

非公開情報とは、法令等により、公にすることができないと認められる情報。また、個人に関する条例であって、氏名、生年月日、その他の記述などにより、特定の個人を識別することができるものなどです。

第3条におきましては、傍聴を希望する者は審議会会長に書面にて申し込んでいただきます。様式はお手元の資料の3、2枚目についております。

会長は、会場を勘案しまして、審議の支障にならない範囲で先着順により、許可をいたします。

第4条におきまして、会議資料につきましては、閲覧とします。

第5条から第7条に関しましては、傍聴者の遵守義務と違反したときの退室命令等について、定めさせていただいております。

簡単ですが、傍聴規程について説明を終わります。よろしくお願いたします。

卯月会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明のありました傍聴規程(案)について、質問、ご意見ごいましょうか。

久保委員。

久保委員 3条の2項ですけれども、3条の2項は先着順により傍聴の許可をするものとすると。それから、その後に、許可することができるというふうになっていますね。

これは、読み方では、条件が違う場合は許可をしない。許可することができないというのが普通です。この3条2項の規定は、2条1項の、原則としてすべて、だれでも申し出を受けることができるということを矛盾する条項なんです。現実にはやむを得ないことはわかっておりますけれども。これについて、やはり説明をいただきたいと思います。

意味、わかりますか。3条2項のあれは、2条1項と、原則的には矛盾する。

事務局 今のご質問に、事務局の方からお答えさせていただきます。

原則的には、最初に申しましたように公開です。ただ、会場が、今回いろいろ動いている状況がございまして、例えば、100名、200名を超えるような傍聴があった場合ということをお考えまして、そういった場合には、まず先着順で、皆さんの審議がまず重要ですので、その審議の支障にならない範囲でというふうに考えております。

その中で、特段の事情があると認める場合、これがいかなる場合が出るかということありますけれども、どうしてもというような状況が、何かこの審議の中で必要性が出て、生じた場合には、先着順によらず傍聴をすることを許可できるという文を一文、非常の事態に備えて、入れさせていただいております。

基本的には、すべての方に公開していただきたいというふうに考えております。

久保委員 細かいようですけれども、例えば、傍聴人の数が事前にわかるわけですよ

ね。わからないんだったら、この規程は、実際には運用できないわけで、もし100名、200名、300名、500名ということが事前にわかる場合には、本来なら、2条1項を実践するためには、急遽、会場をかえて、それに応ずるべきではないんですか。

あくまでも人数が多いと予想されるときは、100名以上を傍聴できないという場合は、101名から300名までの間は、傍聴人は、権利は認められなくなるということになるので、そこら辺はきちっとしておかなければ、後々のためによくはないというふうに思います。

卯月会長 事務局、いかがですか。

事務局 まず、だれにでも傍聴していただきたいというふうに、まず思っておりますけれども、事前申し込みではないので、広報紙等でお知らせしております。それで、当日、行ってみようかなということでお越しになった方も受けられる体制になっておりまして、基本的には受けるので、例えば机とかなくても、パイプいすだけとかでも、会場は受けようという気持ちはございますけれども、とは申しまして、審議にならないような状況の中でというのはいかがなものかということを考えて、一応、条文上にうたっておいた方がいいだろうということで、案として今回、入れさせていただいております。

ですから、もし皆様のご審議の中で、その辺について議論があるようであれば、ご意見いただければと思います。

久保委員 現実にはそういうことが起きないであろうという想定はしますけれども、こういうものというのは、原則に反するものを、ほかで否定するのはよくないとは思いますが、だから、100%は納得しないけれども、現実的にはやむを得ないということで了解します。

卯月会長 ありがとうございます。

事前に、この審議会の予定が決まって、日時も会場もアナウンスするわけですよね。そこに、会場の都合で傍聴人はおよそ何人というふうに出しておけば、100人来るケースがあるのかどうかわかりませんが、事前に、我々100人来たいのでって連絡がいくようなら、そういう形での情報公開しといたらいかがですか。

その会場へ来てみないとわからないというのも、ちょっと不安があるかもしれません。

事務局 例えば、先着30名程度までというようなことを、これからの広報紙ですとか、それから区のホームページ等で、会場のキャパを勘案しまして入れさせていただくことは可能です。

卯月会長　ぜひ、そのようにしていただいた方が、今の久保委員のご趣旨も勘案するとよろしいのではないかと思います。

よろしいでしょうか。

事務局　今後、出させていただきます。

沢田委員　沢田です。今、傍聴の件なんですけれども、議事録とか、そういうことは、ここでよろしいですか。

卯月会長　それは今から。次の事項でございますので。

それでは、傍聴規程については、この辺までにさせていただきたいと思います。

続きまして、審議会の会議録の取り扱いでございます。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　それでは、会議録につきまして、ご説明させていただきます。

会議録につきましては、テープで録音したものを、テープ反訳という形で作成させていただきたいと思います。発言者の方のお名前を入れた形で、作成させていただきます。

会議録作成後、審議会に配付させていただきます。その後、審議会の配付後、公開という形をとらせていただきます。

公開の方法でございますけれども、区のホームページで閲覧可能ですし、また、中央図書館ですとか、区政情報コーナー、それから区民会議の交流の場、区役所本庁の地下1階にございますけれども、そちらで公開していこうというふうに考えてございます。

以上でございます。

卯月会長　それでは、沢田委員、ご意見ございますか。

沢田委員　議事録の公開の時期なんですけれども、よく通常の審議会とか、議会の方でも、一応、実際に会議があつてから、大体、ホームページにアップされるまでに1カ月半ぐらいかかってしまうので、この間やった会議で、どういう話が出たんだろうというふうに、区民の方に聞かれたときに、とても困ることが多いんですけれども、そういう場合に、例えば概要はお見せすることができるとか、テープは貸し出しができるとか、そういうようなことがあるのかどうか。

それから、どれくらい、この場合はどれくらいの期間でアップできるものなのか、その辺のところを、見通しを教えてください。

卯月会長　事務局、お願いします。

事務局　今、お話がございましたように、やはりその迅速性を第一に考えたいと思い

ますので、テープ起こしのことにつきましては、事務局の方にお任せいただきまして、極力、早いことできるようにしますので、10日ぐらいの期間で原稿等が上がりますので、それを事務局の方で確認させていただきまして、それで、まず審議会さんの方にお出ししたいと思いますので、その後に、すぐアップできるような形で考えております。

ご趣旨を十分把握しまして、対応できるようにいたしたいと思います。

以上でございます。

卯月会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。安田委員。

安田委員 議事録の公開の件なんですけれども、どんなような内容を議事録に載せるのか。例えば、参加の名前なのか、それとも参加人数だけを明記するのか。また、質疑の段階において、個々の名前の部分で質疑応答に対しての名前まで公開するのか、その辺もお聞きしたいんですけれども。

卯月会長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局で考えてございますのは、今、お名前もそのまま出ささせていただきます、こういうようなご発言ということで、要約等をせずに、テープの反訳した形で、そのままお出ししたいと思っております。

あと、出席者のお名前等も掲げさせていただければと思いますが。

以上でございます。

卯月会長 よろしいですか。

安田委員 それは原則だとは思いますが、やはり発言に対して、不都合な部分のときに、何らかの形で、これはないとは思いますが、個人名で出すということに対して、多少、議事録の中などは別としましても、公開の部分とのあれというのは、どんなときが、まずい面が出てくるケースがないのかななんて、今、思ったものですから、お聞きした次第なんですけれども。

事務局 今、ご議論いただいているときに、もちろん傍聴も可能ですので、そういう全体の形では、公という部分もございますけれども、仮に、個人の誹謗中傷みたいな、そういう話になりますと、その部分は、公開という面ではふさわしいので、そういう面では事務局で配慮させていただきますけれども。

それと類するようなことがございましたら、事務局の方で配慮させていただきます。

安田委員 わかりました。

卯月会長　　よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、会議録の議事録については、今、議論したような形で整理をしたいと思えます。

それでは、当審議会の審議方針をこれから議論するに当たりまして、まず、審議会の意義、それから区民会議の提言書の概要、新宿区政の現状と課題等、基本構想、基本計画の策定に必要な事項を、十分にまず認識しておきたい。共通認識としておきたいと思えますので、各項目について、事務局からご説明をお願いいたします。

まず、当基本構想審議会の位置づけについて。次に、基本構想、基本計画とは何か。また、策定に当たって、その背景にある新宿区の現況と課題の基本的な事項について、まとめてご説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、説明に入ります。その前に、若干戻っていただきますけれども、資料番号3のところで、傍聴規程について、ご説明をさせていただきました。その中の第5条のところの(4)のところで、「会議中にみだりの席を離れないこと」というのは、「みだりに席を離れないこと」ということで、後日、この誤字は訂正させていただきます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、新宿区基本構想審議会について、まずはご説明をさせていただきます。

お手元の資料番号4の1ページをお開きいただきたいと思えます。

ここの資料に沿ってご説明をさせていただきますけれども、基本構想審議会、これは地方自治法138条の4第3項による執行機関の附属機関ということで、区の機関が設置する審議会等の機関、そのことをいいます。

今回の基本構想審議会における審議ですけれども、新基本構想、新基本計画策定などの大きな流れの中で言えば、第2段階に位置をします。

1段階では、昨年6月から本年6月までの区民会議による検討と提言でございます。第2段階が、7月から来年の2月までの基本構想審議会による審議と答申という形になります。第3段階が、平成19年3月から19年8月までを予定しておりますけれども、新基本構想、新基本計画、実施計画の区案、区案の作成でございます。それから、第4段階について、平成19年8月下旬から9月下旬までを予定しております。区案についてのパブリックコメントを実施させていくということ。第5段階といたしまして、平成19年第4回定例会に新基本構想の区案を議案として議会に上程する予定でございます。第6段階が、新基本計画を、新基本構想との関係を踏まえて策定をするということ。それが

ら、第1次の実施計画は、その基本計画との整合性を図った上で策定する、こんな予定で考えているところでございます。

次に、基本構想審議会と区民会議との関係についてでございます。この新宿区民会議、376名の公募の区民委員の方と、14名の学識委員の計390名の方で構成をされ、テーマごとに6つの分科会を中心に、基本構想や基本計画、都市マスタープランに盛り込むべき内容について、約1年間ご検討を行っていただきまして、先月、6月25日、その検討結果を提言書としてまとめ、区長へ提出いただいたところでございます。

区は、この区民会議に対し、基本構想審議会の関係について、3点を明示しております。

1点目は、区長は、この新宿区民会議から提出された提言書、この提言書を最大限尊重する。最大限尊重するものとして、基本構想審議会へ基本構想見直し、及び新たな基本計画の策定について諮問をするとしております。

それから、2点目は基本構想審議会から答申の前に一定の考え方をまとめた骨子案を区長へ提出していただきます。

3点目は、区長はその基本構想審議会から提出されました骨子案を、区民会議へお知らせをいたしまして、区民会議から骨子案に対する意見書を提出させていただきます。

このようなことを明記しております。

次に、基本構想、基本計画についてご説明をいたします。資料の3ページをお開きください。

この基本構想といいますのは、区政運営において持ち続ける基本理念。この基本理念と目指すまちの姿。まちづくりを進める上での大きな目標、これを示すもので、議会の議決を受けて策定をするものでございます。それは、地方自治法に基づくものでございます。

基本計画は、その基本構想を実現するために区の基本目標や施策の方向性を体系的に示すものでございます。

その基本構想は、区のあらゆる施策、いわゆる仕事のもとになる最も上位の理念でございます。したがって、基本計画や実施計画、都市マスタープラン、区の個別の事業計画、例えば次世代育成支援計画、あるいは老人保健福祉計画、みどりの基本計画、一例としてここに出させていただいてますけれども、こういったものはすべて、この基本構想に沿って策定をされ、実施されるというものでございます。

4ページになります。

現在の基本構想は、先ほども区長の方からごあいさつの中で申し上げましたけれども、

平成9年3月に議決したものでございまして、その基本理念、人間性の尊重、自立と交流連帯、地域性の重視、この3点を基本としております。

また、区の将来像を「ともに生き、集うまち ともに考え、創るまち」としておりまして、目標年次を21世紀初頭としております。

基本目標は、5つ、健康でおもいやりのあるまち。ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち。安全で快適な、みどりのあるまち。にぎわいと魅力あふれるまち。身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち。こういった5つを柱として掲げております。

また、現在の基本計画は、平成9年12月に策定をしたものでございまして、計画期間は平成10年度から19年度までとして、計画の内容を1章から6章まで、健康で思いやりのあるまち。ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち。安全で快適な、みどりのあるまち。にぎわいと魅力あふれるまち。身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち。構想の推進のために、こういったもので6章立てとしております。

次に、新宿区の現況について、ご説明をいたします。資料の5ページ以下に、詳細にご説明させていただいていますが、本日は時間の関係もございまして、基本構想についてご理解を深めていただくために、ポイントを絞って簡単にご説明をさせていただきたいと、このように思っています。

ここでは、2番の2の区政を取り巻く概括的状況、ここについて触れさせていただきたいと思えます。

ここでは、我が国は、かつて経験したことのない「人口減少社会」を迎えておるということで、2007年以降、いわゆる団塊の世代が大量に一斉退職を迎え、団塊の世代の退職が社会的にも経済的にも大きな影響を与えます。シニア世代の能力の活用と地域社会への積極的な参加、これが期待されております。

また、地域のコミュニティーの意識も希薄化しておりまして、これらは青少年の健全育成や治安の回復などに少なからぬ影響を与えています。平成16年には、新潟県で中越地震が発生いたしまして、あるいはまた、台風が何度も日本に上陸するという事態で、安全とか安心に対する区民の関心は一層高まっているというふうに考えております。

さらに、成熟社会を迎えまして、心の豊かさ、あるいは生活の質を求める人々の声は、ますます大きくなっています。それにつれまして、自分たちのまちの歴史や文化、これらに関心を寄せる人がふえておりまして、地域の文化を見直す時代が到来しています。

一方、我が国の経済は、景気は回復をしております、企業部門の好調さが家計部分へ

の波及はしてきておりますけれども、原油価格の高騰、あるいは三位一体改革による歳入構造の変化等について、いまだ不透明な部分があるということで、先を楽観的に見通すことが、いまだ難しい状況でございます。

区の財政におきましても、これまで取り組んできた行財政改革の効果によりまして、歳出が抑制されまして、平成12年度から5年連続で、実質単年度収支が黒字になっております。しかし、今も申し上げましたけれども、国の三位一体改革などによる区の財政への影響も判然としない中で、景気の本格的な回復を前提とする区税の収入を見込むことが難しい状況にもございます。

その一方で、区が直面する行政の需要、少子高齢化への対応、あるいは安全・安心への対策、あるいは施設の更新需要など、一層大きくなることが予想されます。

また、生活保護者の増加等によりまして、社会保障関係経費、こういった伸びも、今後続くというふうに思われます。財政の弾力性を示す経常収支比率、この6年間で一定の改善を見ておりますけれども、一般に適正水準と考えられる水準は、まだ上回っているという状況でございます。

次に、7ページの人口についてです。当区の人口でございますけれども、今年1月1日現在、新宿区の総人口ということで30万余ということで、30万5,536人ということで、このうち住民登録の人口が27万5,771人、外国人の登録人口は2万9,765人ということでございます。この区の住民登録人口ですけれども、昭和38年をピークに、長らく減少傾向にありましたけれども、平成9年以降、増加傾向に転じております。特に平成14年度以降、増加数の実態も大きくなる傾向にございます。

10年前の総人口を100とした場合に、平成18年、本年の総人口は104.4ということで、そういった意味では10年前の水準を上回っていると、そういう状況にございます。

それから、外国人登録人口、この人口につきましても、この20年間増加傾向にございまして、ここ数年は増加しておりますけれども、昨年度は1,493人増加ということで、大きく増加をしております。

10年前の平成8年、総人口に占める外国人人口の割合は6.7%でしたけれども、本年18年になりますと、この6.7%が9.7%ということで、1割近くになっております。

特に、大久保地区では、この15年間で2倍強にふえております。地区人口の2割以上を占めておりまして、町丁別では4割を超えるところもある、こういう状況にございます。

外国人登録者の約7割が、中国、または韓国・朝鮮の人々でございます。

この登録者数、総人口に占める割合とも、特別区では、23区では最も高い数値となっておりますし、増加率についても、特別区全体、あるいは全国と比較して非常に高いものとなっております。そういうふうな状況でございます。

それから、8ページになります。8ページのところでは、人口の年齢構成、これについて記載をさせていただいております。

まず、年少人口。この年少人口、一般に15歳未満を指しますけれども、この年少人口は、平成18年の1月1日現在、2万3,760人ということで、人口に占める割合は8.6%ということです。これを30年前の昭和50年と比較してみますと、人口で3万8,351人減少しております。率では9.0ポイントの減というふうになっております。平成17年の年少人口の占める割合を、23区、あるいは東京都全体、国全体で比較をしますと、特別区では3番目に低いものとなっております。

この率、東京都全体では11.9%、国では13.9%ということで、区の8.6%という数字はかなり低い数字になる、このようにいえます。

一方、高齢人口、この高齢人口65歳以上ということですが、この高齢人口は5万3,629人ということで、人口に占める割合、これは高齢化率といえますけれども、この人口に占める割合は19.4%ということで、やはり30年前の昭和50年と比較をいたしますと、人口で2万8,461人増加しております、率は12.3%上昇をしております。これも平成17年の高齢化率を23区、東京都全体と比較いたしますと、特別区では9番目に高いということになっております。東京都全体の17.9%より高い数字、国の19.8%とほぼ同水準になっております。

中でも後期高齢者、75歳以上の人口は2万4,934人ということで、この高齢化率9.0%ということで、年少人口とほぼ同じ人口となっているということで、他区や東京都、国全体の数値から見ても、新宿区の少子高齢化、これがかなり進んでいると、こういう状態にあるということをご説明しておきたいというふうに思っております。

次に、12ページになります。12ページでは、土地の利用状況についてでございます。

新宿区は、道路、公園等を除く全面積の50.4%が住宅系の土地利用となっております。しかし、昭和61年から平成13年の15年間の土地の利用構成比率、この変化を見ますと、住宅系は各地で減少しております。特に四谷地域では約11%、大きく減少しております。また、その業務商業系、これは各地域で増加しております、中でも新宿

駅周辺地域、あるいは四谷地域で大きく増加、これは約10ポイント増加しております。

新宿区全域での変化を見ますと、住宅系の8.0%減少したのに対しまして、業務系の商業系、業務・商業系は7.3%の増加ということで、全体的には、業務化の傾向にある、このようにいえるかというふうに思っております。

次に、18ページになります。18ページにおきまして、新宿区における課題、これを出させていただいております。

そちらは、第4次の実施計画においても掲げております4つの課題、これをお示しさせていただきます。その課題は4つ。

1つ目は、新しい時代を担う子供の育成という課題でございます。新宿区においても、昭和45年、1970年に生まれた子供の数、6,500人おりますけれども、平成3年は2,000人を割って、その後も1,800人前後で推移しています。6,500人の生まれた子供が、今は1,800人前後で推移している、そういう状況でございます。

また、新宿区の平成16年における合計特殊出生率、これはまあ、0.82ということで、東京都の1.01を下回っておりますし、国が先月示したばかりの平成17年の合計特殊出生率1.25、これも下回っておるということで、これは単身世帯が多い、そういった区の特性が影響していることも考えられております。

こういった人口減少の進行は、労働力の人口の減少、あるいは経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下、こういったものをもたらす可能性がある。

さらに、少子化の進行は、子供同士の交流機会の減少、あるいは家族、地域社会の変容などの影響をもたらすことが予想されております。

家庭、学校、地域で、子供たちは健やかに育つ環境を整えることが求められております。従来の子育てと仕事の両立支援、これに加えまして、今後、働き方の見直しや子育てする親自身への支援など、子育てへの支援を、世代を超えて行政や企業、地域社会も含めてすべての人がつくり上げていくことが求められるというものでございます。

課題の2でございます。高齢者、障害者など、だれもがいきいきと暮らせる地域社会づくりということで、新宿区においても、高齢化の進行が著しいということで、ここでは、18年の4月1日現在の住民登録人口の19.6%という数値を出させておりますし、2年後の2008年には20%になるというふうに予測されています。健康の、寿命も延びてきておりまして、高齢期でも活力のある、元気な高齢者が多くなりました。特に、「団

塊の世代」が定年を迎えることによりまして、地域で活躍する高齢者と、この高齢者層がふえることが予測されます。

このように、長寿化の進行は、個人にとって、長い高齢期をいかに過ごすか、こういう問題をもたらすこととなります。

また、長寿化の一方で、介護の長期化、あるいは介護する側の高齢化も進行しております。さらに障害者など、ハンディキャップを持つ人々が地域社会の一員として、地域で安心して生活できるシステムが求められております。

65歳以上の高齢者が、全人口の20%を超える超高齢社会がすぐ間近に迫っています。サービスの受け手としてばかりではなく、社会の担い手としても活躍する高齢者の増加が予想されております。

元気な高齢者、介護を必要とする高齢者、障害のある人など、だれもがその人らしく、地域で暮らし続けることができ、地域全体で支え合う社会が求められております。

課題の3になりますけれども、安全で快適な文化の薫るまちづくりということで、社会の「安全・安心」がゆらいで、治安、環境などへの不安が広がっております。また、地震とか台風、こういった自然災害への備えが一層求められております。生活の安全・安心を確保するために、「お互いに顔が見える」そういった地域社会づくりの重要性が増しております。

一方、地球規模の環境問題によりまして、社会の持続可能性も脅かされております。現在の環境問題、これは私たちの日常生活が原因となっているものも多くて、その解決のために、身近な環境問題に目を向けて、環境に配慮した生活・行動が求められております。

さらに、成熟社会の到来によりまして、生活の質の向上がより求められて、生活様式、あるいは価値観の多様化が進んでおります。地域の生活においても、いかに豊かな時間を過ごすか、これが重要になってきております。心の豊かさが求められるようになるにつれまして、自分たちのまち、あるいはまちの歴史・文化、こういったものに関心を寄せる人がふえております。

安全・安心・快適、こういう都市の基本的要素の整備・充実に加えまして、自分たちのまちの歴史や文化、こういったものを知って、まちに積極的にかかわり、行動することによりまして、愛着と誇りがはぐくまれるようなまちづくりを進めていく必要があるというふうに考えております。

課題の4は、柔軟で多様な開かれた参画システムの構築ということでございます。

都市化、あるいは核家族化の進行によりまして、地域が持っていた支え合いとか助け合い、こういった機能が失われまして、かつては親族や近隣から得られていた支援、あるいは知恵、こういったものが得られにくくなっておりまして、地域における子育て力の低下や治安の悪化などの問題が顕在化してきております。

こうした地域課題の解決、あるいは多様化するニーズに対しまして、行政だけできめ細かなサービスを提供することが難しくなってきております。自分の関心のある分野で経験や能力を生かして、さまざまな関係者と協力しながら、個人では解決できない地域のさまざまな課題に自発的に取り組むNPOですとか、市民活動、こういったものが活発化をし、新たな公共の担い手として注目されております。

地方分権の改革を背景に、基礎自治体、自治の能力と体力を身につけ、地域のことは、区民等とともにみずからの創意工夫によって解決し、行政への転換が求められております。

また、これからは元気な中高年者をはじめ、地域を基盤に生活をする人がふえる、こうしたことが予想されるために、地域における新たな交流、新たなネットワークづくり、こういったことが求められているというふうに考えております。区民をはじめとした多様な主体との協働を通しまして、地域における新しい形の人々とのつながり、こういったものを形成することが求められております。

そのように考えております。

以上、雑駁でございますが、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

卯月会長　　ありがとうございました。

共通認識を持つとうということでご説明をいただきましたが、関連しておりますので、まことに申しわけありませんが、資料5についてもご説明いただいて、4と5についての質問等を、一緒にさせていただきたいと思っております。

事務局、よろしくお願ひします。

事務局　　それでは、資料番号5に基づいて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、新宿区基本構想及び新宿区基本計画の策定に向けての区の考え方ということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、基本構想の見直し及び新たな基本計画策定の必要性、背景についてでございます。

新宿区では、基本構想を実現するために、区の基本目標、あるいは施策の方向性を示し

た基本計画を策定し、10年間を計画期間としまして、これまで着実な推進を図ってきたわけですが、急速に進む少子高齢化は、社会や経済、さらには地域への基盤を根底から揺るがす事態をもたらしております。

また、治安や環境などへの不安が広がっておりまして、地域コミュニティの大切さも、改めて問われております。

さらに、地方分権の改革が進みまして、自治体の自立性が一層求められておりまして、区では、自治の能力と体力を一層高め、住民自治を進めていく必要があります。

このような環境変化や課題に的確に対応して、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していく。そのためには、新しい時代を見据え、基本構想を見直して、新たな基本計画を策定していく、こういう必要があるわけでございます。

次に、その方向性についてでございます。

第1に、「協働と参画」、「地方分権・住民自治」、この一層の発展と拡充を目指していきます。

それから、第2に、本格的な少子高齢社会の到来や安全・安心に対する関心の高まりに的確にこたえとともに、文化の薫るまちづくり、外国人との共生等の推進を図っていくこと。

第3に、それらを総合的に推進していくための、区民等の参画システムの構築を目指しています。

このように考えております。

次に、基本構想の見直し及び新たな基本計画の策定の視点についてでございます。

この視点は、3点ございます。1つ目は、区民等との「協働と参画」による策定プロセスを重視した計画づくりを行っていくということでございます。

まちづくり、行政だけで行うものではなくて、区民の方や地域団体、NPO、企業などの方と行政との「協働と参画」によって進めていくことが非常に重要であります。

したがって、今回の計画の見直しや策定に当たりましては、区民の方との協働と参画を一層推進していくために、区が計画の素案を策定する前の段階から、区民の目線から勉強していただくというものです。

こうした作成プロセスを重視する計画づくりを進めることによりまして、区民の皆さんと行政が、将来のまちづくりの方向性を共有できることを目指します、このように考えております。

2つ目は、区民、地域団体、NPO等と行政の、それぞれが果たすべき役割が見える計画というものでございます。

地域に根差した身近な課題に柔軟に対応する点で、民の担う公共は重要な意味を持っております。これからの計画は、区民にとってわかりやすいものであると同時に、区民、地域団体、NPO、企業、行政など、関係する主体の果たすべき役割が見え、各主体が計画を共有できるものでなければなりません。

公共を担おうとするさまざまな関係者のそれぞれが、果たすべき役割が見える計画を目指していきたい、こういうふうを目指しています。

それから、3つ目は、区民にとって総合的でわかりやすい計画とします。今回の基本構想の見直し及び新たな基本計画の策定に際しましては、区民会議の提言をベースに行いたいというふうに考えております。

区民会議では、基本構想、基本計画、都市マスタープランを区別せずに議論、検討を行って、先月に区長に提出された提言書の3つの内容が、一体になっております。

区民の生活は総合的なものということで、複雑多様化する課題を解決するためには、いろんな施策を総合的に推進していくことが重要になっていくだろうというふうに考えてます。

こうした区民会議における検討の経緯を踏まえまして、新宿区が今後目指すハードとソフトを合わせたまちづくり全体の横断的な取り組みを、区民にわかりやすく示すために、基本計画と都市マスタープランを総合化して、一体的な計画として策定することを目指していきたいというふうに考えております。

なお、基本計画と都市マスタープランを総合化し、一体的な計画とすることについては、後ほど、具体的なイメージに基づいて、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、3ページの計画の性格・内容・目標年次等についてでございます。その部分、今までご説明させていただいたこととするところもでございますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。

基本構想は、区長が議会の議決を経て策定する政策指針ということで、区政運営において持ち続ける基本理念と目指すまちの姿（まちづくりを進めるうえでの目標）ということで示すものでございます。

その目標年次を、平成37年度、2025年ということで、この平成37年（2025

年)の我が国の総人口の10人に3人が65歳以上の高齢者となって、2021年には15歳から64歳の、いわゆる生産年齢人口、この割合も60%を割り込むと、このように推定をされているとしてございます。

それから、基本計画は基本構想で示された基本目標とその達成に向けた道筋(シナリオ)を示すものでございます。施策の枠組みと個々の施策のあり方・方向性及び施策による達成目標を示しますけれども、計画事業の明示はしません。

計画期間は、平成20年度から29年度の10カ年というふうにしてまいります。

実施計画は基本計画を受け、基本計画を推進するための具体的な事業計画として、ここでは財政的裏づけをもって示すものでございます。具体的な事業計画は、この実施計画を示すものでございます。

4ページは、そのイメージですが、ご説明したものをイメージという形で載せさせていただきます。これは説明を省略させていただきます。

次に、区民会議の提言書の大概について、ご説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

今回、6月25日に提言いただいたこちらの区民会議からの提言書、これを概要でも説明すると、とてもこの時間で説明をしきれませんので、1枚の大概資料というところでご説明をさせていただきますというふうに思っております。

この中の区民会議からの提示された提言書の成り立ち、あるいはその構成の考え方等につきまして、提言書の作成の経過、これに沿って説明をさせていただきますというふうに思います。

初めに、新宿区民会議について、ご説明を改めてさせていただきます。

今回の基本構想・基本計画・都市マスタープランの策定に当たり、区民等との協働と参画による計画づくりを行うために、昨年6月に新宿区民会議を設置したものであるものでございます。

この区民会議は、先ほども申しましたけれども、390名で構成されまして、テーマごとの分科会を中心に、基本構想、基本計画、都市マスタープランに盛り込むべき内容について、1年間検討を行っていただいて、先日の6月25日に、その検討結果を提言書ということで、区長へ提出いただいたものでございます。

次に、この提言書のまとめ方についてでございます。

分科会は、ほぼ月に2回ほどのペースで、それぞれ集まって、多くの議論を重ねていた

だきました。本年の2月、総勢390名を超える方々の中で、それまでの検討内容を分科会ごとに発表する中間発表会を2月に行いました。

この中間発表会を終えまして、最終的なまとめ方の議論が始まりました。中間発表会の成果をもとにして、最終提言もその分科会ごとがよいという意見もありました。また、現行の基本構想・基本計画などの体系に沿った形で提言をまとめないと改善につながらない、こういった意見もございました。

しかし、最終的には、分科会同士が調整しながら、新たな一つの提言としてまとめるべきだと、合意形成がなされたわけでございます。議論そのものは便宜的に分科会で分かれて行ってきましたけれども、内容が関連している点が多くあって、それらを融合させること、すなわち総合的にとらえること、これが重要だという考え方がございました。また、一つの提言書としてまとめられなければ、提言としての迫力に欠け、これから先の段階で基本構想・基本計画・都市マスタープランとして実現させることもできないだろう、こういうだろうと考えたからによります。

6ページの提言書の構成についてでございますけれども、各分科会が、これまでの議論を幾つかのテーマとして反映させ、将来のあるべき姿、現状と課題、これからの取り組みの方向性という形式にあわせて書き込んで持ち寄ることになります。

そして、世話人会のもとで、編集部会という部会が設置されまして、各分科会から寄せられたテーマを並びかえ、合体させ、あるいは削除し、あるいは分類したりと、こういったやりとりを繰り返し行います。その過程で、分科会にはこだわらず、関連するテーマを集めていくと、4本の大きな柱が立ちました。それが、本提言書の、いわゆる章に当たる部分でございます。

テーマは、章の中の節でございますけれども、担当分科会を決めて、執筆を行ってまいります。

テーマによっては、1つの分科会だけではおさまらずに、担当分科会とそうじゃない分科会との調整も必要になりました。

執筆担当分科会は、ほかの分科会での議論も最大限生かすという約束のもとに、具体的にはほかの分科会に足を運び、意見交換を行ったり、起草者同士が直接に会って、話し合いも行いました。

このように、テーマごとに執筆者がことなるため、文書のスタイルや用語の使い方に幅が生じていることも事実でございます。しかし、各分科会でのメンバーの発言や議論の痕

跡が残るということも重要だというふうに位置づけをしまして、あえてそのままにしております。

このように、テーマを積み上げる形で章が浮かび上がってきます。

そこで、各章の内容と流れの概要を説明をいたします。

1つは、「区民主体の自治をつくる」。この区民主体の自治をつくるのところでは、参画・協働・都市型コミュニティーの創造、自治権の拡充という過程をもとに、その提言全体を実現することが、身近なまちづくりを含めて、私たちが私たちの未来をつくろうと呼びかけをしております。

「ひとをはぐくみ、こころ豊かに暮らせるまち」では、区民一人一人がお互いに尊重し合い、支え合いながら、いきがいのある人生を地域でおくこと、またそのようなミクロな生活環境のあり方について、提案をしているところでございます。

「まちの記憶の再生と環境の創造」では、歴史の積み重ねの上に今の新宿がある、そういう意識を強く持ち、これからの新宿を考えるべき時代であると主張します。

そして、新宿をマクロにとらえながら、継承すべく歴史・文化、地形・みどり・水と、これからの持続可能な環境創造について、提案をしております。

最後に、「ひろがる、新宿的ライフスタイル」では、ミクロな生活環境とマクロな都市空間のあり方を踏まえた上で、そのような新宿だからこそ可能な人々の交差点としての役割を担い続けることを「ひろがる、新宿的ライフスタイル」、このところで宣言をしております。

そして、区民全体が、過去からの遺産と未来へのつながりの中で、自分の地域で豊かに暮らしていくこと、そしてそれをともに実現していくことを願っている、そのように位置づけをしております。

続きまして、基本計画と都市マスタープランの総合化について、ご説明をさせていただきます。

下に、8というふうにページ打っておりますけれども、見づらいかと思いますけれども、基本計画と都市マスタープランの総合化イメージという資料でございます。

先ほど、区長からもお話をさせていただいておりますけれども、新宿区が今後目指すハードとソフトをあわせたまちづくりが、全体の横断的な取り組み、それを区民にわかりやすく示すために、基本計画と都市マスタープランを総合化して、一体的な計画として策定することを目指していきたいというものでございます。

総合化した場合に、一番問題になりますのが、都市計画体系の全景ということでございます。都市マスタープランには、都市計画の前提となります都市構造とか交通体系整備の考え方、あるいは土地利用とか施設整備方針、こういった方針を明らかにする必要がありますけれども、総合化した場合に、これらの記述が不明確にならないか、都市開発等の指導の見地と指針としての役割を損なうおそれが出てこないか、そういうところでも、このことにつきましては、都市マスタープランとしての体系や、考え方の明示性について、総合化する計画の構成や記述内容をお示しすることによりまして、十分にその明示性を確保することが可能であるというふうに考えております。

それを、具体的なイメージに基づきましての現段階での考え方ということで、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、そのイメージ図でございます。現在、上に基本構想がございまして、資料で、左に現在の基本計画の体系ということで、目次を出させていただいております。右が、現在の都市マスタープランの体系ということで、目次を出させていただきます。

これを、新たな計画のイメージはどうなるのかということで、あくまでもイメージ図ではございますけれども、それを、以下のようになります、ということで、基本構想が上にありまして、基本計画と都市マスタープランを総合化した計画になります。

そこでは、第1章として、計画の基本的考え方を記載している。ここでは目的とか、計画の性格・位置づけ、計画期間。この中では、総合化の意味合いとか趣旨、こういったものも承知をしていきたいというふうに考えております。

それから、第2章のところ、新宿の概況。それから、第3章のところ、新宿の将来像。それから、第4章のところ、新宿の都市構造・まちづくり方針ということで、ここで方針とエッセンスを示していきたいというふうに考えております。

9ページになります。1枚めくっていただきたいと思っております。

ここで、今、申し上げました第4章をより具体的にしたものが、この9ページでございます。この第4章の都市構造、土地利用、都市交通整備、こういったものが、構成で、重要な形でいくものでございます。

それから、この部分、第5章。第5章は、10ページの方でご説明をしたいと思っております。もう1枚めくっていただきますと、第5章、具体的な記述のイメージということで、仮に基本目標をキーワードということで、安全、こういった場合のイメージでございます。

ここで、安全ということでキーワード、基本目標を置いたときに、目指すまちの方向性

とか、個別目標、あるいは目標に達成に向けての考え方、ここで基本計画と都市マスタープランと合わせた表記をしていきたいというふうに考えております。

例でございますけれども、目指すまちの方向性として、自然災害に対する備えについて、これまでの教訓を生かし、自助、共助、公助の考え方に基づいて、さらなる減災社会の実現を図り、耐震対策等により、災害に強いまちをつくります。

あわせて、防犯、交通安全、食の安全など、区民の暮らしを守るための体制を整え、安全確保の取り組みを進めます、ということで、そこで個別目標を、例えば災害に備えるという形で、目標の達成に向けての考え方も、ハードの部分もソフトの部分も含めた扱いをしていくというものでございます。

その後の施策の方向と指標ということで、具体的な施策を形成するための方向とか、目標を達成するための取り組みとか指標、こういったものが都市マスタープランというものが、基本計画というものが、こういった記載の部分が出てくるものというものでございます。

その他、資料・補充編に、こういった建物の不燃化等の状況について、こういったものを資料編に基づくとすることを考えているというものでございます。

この具体的な総合化でございますけれども、現在当たりの考え方をお示しさせていただいているということで、こういった計画を一体的に作成することによって、こういった取り組みを区民の皆様にはわかりやすく示すことが可能になるというふうに考えているところでございます。

雑駁でございますが、説明を終わりたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

卯月会長 ありがとうございました。

大変お待たせいたしました。

それでは、資料4、それから資料5につきまして、意見交換、質疑応答をいたしたいと思っております。

どうぞ、ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

久保委員 参考資料4の2ページですが、2ページの、この基本構想審議会がつくった骨子(案)に対して、提出される新宿区民会議からの意見書、これを十分に尊重するというのは、今度の基本構想の本当にキーポイントだと思いますね。

そういうところが、計画だと12月14日に骨子(案)は決定されて、それから1月2

5日の答申（案）審議まで41日間しかないんですが、この間に本当に大事な区民会議の方から、さらに骨子（案）に対して上げられた意見書、これがいつ締め切られて、それをいつ、どのぐらいの間、この審議委員が十分に理解して、答申（案）に反映させるのか、これ不安なんですね。

でも、本当に僕は一番の大事なところだと思います。意見だけ、区民会議で提案だけさせといて、あとは審議会が案をつくって、区長がそれを尊重して成案にするだけでは、全く意味がない。区民会議からの大量な意見書を、どれだけこの審議会が尊重して、最終案に反映させるか。この大事な場面に41日間しかない。それも、間に年末年始が入っているね。

だから、取り扱いを、そういう趣旨からいって、どういうふうに考えているのか。いつまで区民会議からの意見書が締め切られて、それがちゃんとした文書として、僕ら審議委員に、いつの時点で送られてくるのか、そこら辺を教えてください。

卯月会長 説明が長くなってしまうので、4と5だけに限って、今回議論しようと思ったんですが、今の久保委員のご指摘は、資料6に通じてたんですね。

もしよろしければ、資料6もちょっと。

安田委員 資料5についての質問です。

卯月会長 じゃあ、ちょっと久保委員、待っていただけますか。

安田委員 ただいま、資料5も説明いただいた中で、私、よくわからないんですけども、11ページの具体的提言をイメージというご説明の中で、基本目標のキーワードが「安全」という、安全という言葉が使われているわけなんですけど、この内容は、災害に特化した安全であって、安全全体では、ちょっと狭過ぎる安全ではなかろうかと思うんですね。

例えば、防犯にしても、食の安全にしても、いろいろあると思うんですが、そういった議論というのは、なされた上でのこのキーワードが仮定としてあったのかどうか、ちょっと、なぜここにこれが特化されたのかをお聞きしたいんです。

卯月会長 これはちょっと例示なんですけれどもね。でもまあ一応、質問ですので。

事務局 今の点は、具体的な記述のイメージを私ども、要するに基本計画と都市マスタープラン、いわゆるハードの部分とソフトの部分を総合化した計画をつくりますよという段階で、じゃあ、どういう分野に意図を示せば、総合化のイメージがつかみやすいか、そういうような点を考えたときに、仮に安全というイメージを置けば、ハードの部分も出

てきますし、ソフトの部分も出てくる。当然、安全とはいろんな部分もございませけれども、1つのイメージとして、そこに個別目標としての災害に備えるという形で出させていたいただいておりますけれども、その後、個別目標は幾つも出てくるわけです。いろんな分野に出てくる。

安田委員 わかりました。一例やということですね。

事務局 はい。そういうことで、イメージを示さないとご理解できないということで、ご了承いただきたいと思っております。

卯月会長 よろしいですか。

ほかに、4、5について、何かございましたら。もしないようでしたら、久保委員の質問ございましたので、6も、簡単に説明していただいて。

先に進めたいと思っております。

では、資料6について、ご説明。

事務局 それでは、お手元の資料番号6の資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

これは、審議会の運営方針、あるいは方法、日程についてということで、あくまでも事務局案という形で出させていただいております。そういう意味でご説明を聞いていただければというふうに思っております。

初めに、区民会議からの提言と審議会の審議ということで、ここは区民会議から区長へ提出された提言書の内容を最大限尊重するため、提言書をベースに審議していただきたいというふうに考えています。

具体的には、区民会議の提言の内容を、現況と課題、あるいは区民の意識等、あるいは審議会において議論すべき項目、こういったものを整理した資料を用意させていただいて、そういった資料に基づいてご議論をしていただくことを、今、考えているものでございます。

2番の、骨子(案)の作成ということで、今もございましたけれども、審議会は答申に先立ち、12月の中旬ごろには、それまでの審議内容をまとめた骨子(案)を作成し、区長へ提出していただきます。区民会議の提言を、どのように骨子(案)に取り入れたかを整理していただいて、骨子(案)とあわせて提出していただきたいと、このように思っております。

区長は、審議会から提出されました基本構想及び基本計画の骨子(案)を、区民の皆様

にお知らせするとともに、区民の皆様から骨子（案）に対して意見をいただきます。同時に、区民会議に対しても骨子（案）をお知らせをして、区民会議から骨子（案）に対する意見書を提出していただきます。

審議会におかれましては、骨子（案）に寄せられたさまざまな区民意見や区民会議の意見書、これらを十分ご審議いただき、平成19年2月までに区長へ答申をいただきたい、このように思っているところでございます。

審議会の運営方法でございますけれども、基本的には、月2回を開催していきたいというふうに考えておりますし、基本的には1回2時間程度を目途としたいというふうに考えております。

また、審議は全体会で行いたいというふうに思っております。

4番目のところは、起草部会、これ仮称ですけれども、こういったものを設置したいというものでございます。

1つは、本審議会、8カ月、非常に短い期間の中で骨子（案）を作成していただいて、答申をまとめていただく形になります。このために、審議会における審議を、やはりできるだけ効率的に行う必要があるということで、審議会の条例第7条に、部会を置くことができるというふうに規定されておりますけれども、これを受けまして、骨子案とか答申案を作成する段階においては、審議のもとに、そのたたき台を検討いただく、起草部会の設置をご検討していただきたい、このように思っております。

起草部会の設置時期や、構成員、これらにつきましては、審議会でご判断いただくことになるわけですけれども、事務局としては、8月ぐらいから設置をしていただきまして、できればその構成員につきましては、学識経験者委員の方がふさわしいのではないかと、私どもは事務局案という形で考えているところでございます。

それから、5番目が、審議会の進め方と日程でございます。区民会議からの提言をベースに、分野別の課題を審議していただくのが18年の7月、本日第1回から、9月末までということ。それから、(2)のところ、この骨子案及び基本計画の骨子案を審議していただくのが、10月から12月。それから、骨子案をまとめるのが12月中旬、答申案を審議していただくのは1月、2月。区長へ答申するのが、平成19年2月17日ということで、事務局として日程を考えているところでございます。

次の、横になっている、もう1枚の資料が、3ページになりますけれども、今、申し上げました内容について、審議会と起草部会、それから区民会議の日程を一覧表としてまと

めた案でございますし、もう1枚めくっていただいて、4ページ目に、具体的な審議会の日程について、審議内容、今現在考えている審議内容、あるいは時間とか会場について、一覧表にまとめさせていただいた案という形で示させていただいているところでございます。

委員の皆様には、本当にお忙しいところ恐縮ではございますけれども、今現在、事務局ではこのような日程で考えているところでございます。その辺のところ、ご意見いただければ幸いです。よろしく願いをいたします。

以上で、この日程についての説明は終わりたいと思います。

卯月会長　ありがとうございました。

それでは、久保委員の具体的な質問に対して、骨子案の検討が、逆に区民会議の方々、短いのではないかとのご指摘だったと思うんですが、それについては、事務局、どのように考えられているでしょうか。

事務局　その部分でございますけれども、骨子案の決定が、4ページを見るとおわかりかと思えますけれども、決定という形で12月中旬を予定しております。

ただ、実際にその骨子案の審議。審議をしてくるのは、10月の中旬からでございます。もし、起草部会ということの設置が認めていただければ、それは8月ぐらいから設置をしていきたいというふうに考えておりますし、そもそも、テーマごとの審議を、骨子案の審議になった段階では、この辺の情報も、私どもは区民会議の方にいろいろ投げかけをしていきたいというふうに考えておりますし、こういった骨子案の審議も、10月始まった段階から、継続的にここの中で、全体の部分で審議していただくことが、何か日程的には苦しいのはわかるんですが、効率よく審議していただければというふうに思っているところでございます。

ただ、この辺のところ、日程的に欲しいというところがあれば、私どもは今、仮にその案という形で示させていただいてますので、終わりについては、恐縮ではございますけれども、2月17日という形で考えさせていただいておりますけれども、その辺のところは、ご意見はいただきたいなというふうに考えているところでございます。

卯月会長　あともう1つ、意見書、こちらがいただいてから、審議会の期間が少ないのではないかとのご意見も、久保委員の中にあつたと思います。それについてはいかがですか。

事務局　区民会議の方にも、当然、10月ぐらいから、骨子案の審議をしていただき

ますけれども、区民会議がきちっと、意見書というところでまとめるところでの具体的な審議という形になりますけれども、具体的な情報交換は、できるものは、やっていきたいというふうに思っておりますし、何を、ここの答申案に入れて、何を載せないかというところの議論が、当然、私どもも一番大事なところだとは思っていますけれども、その部分で、ここの部分が具体的にきついという日程が出てくれば、私どもは少し、その部分は期間が保てるような形で、今、案という形で示させていただいてますけれども、その部分は少し考えたいとは思っておりますけれども、その辺のところ、どこの部分がどうきついのかというところは、審議会の方で具体的に出していただければ、事務局案としても、そこら辺のところについては、精査をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

卯月会長　　今、ご回答ございましたけれども、それに対して、またご意見ございましたか。

久保委員　　一人で何度も発言するのは余りよくないんで、終わりにしますけれども、今言った問題が、政策手法として、本当に何度も言うように、最大のポイントの基本構想づくりなんです。

区民会議からの提言をもとにして、審議会が、8カ月といえども十分審議して、それを再度、また区民会議に戻して、そこで意見を聞いて、その意見をさらに尊重して成案に持っていくという、これは本当に、今まで行政がやらなかったことを、勝手につくって、区民の皆さん、どうですか。もう十分に意見聞きますよっていうけど、作成過程からきちっとやるっていうのは、初めてのことで、いいことだと思うんです。ただ、それを本当に生かすんだったら、この部分なんです。

区民会議が決めたことを、僕らが検討して、それをまた区民会議がもう1回やって、さらにそれを基本構想審議会で、さらに、最大限尊重してつくっていくという、こんな立派な手法ないですよ。

それには、少なくとも、再度の区民会議の検討の時間、そしてその区民会議の検討結果を、再度、この審議会が十分、最大限尊重するために、検討する時間、これを精いっぱい保障する必要がある。それには、少なくとも年末年始を挟んだ41日間で、その両方の時間の保障をしるというのは、きつ過ぎる。

で、解決点は、2月17日になってますね。3月17日、1カ月延ばすぐらいのことをしなければ、その最大ポイントを、本当に生かすことはできないだろうという意見だけ申

し上げておきます。

再度、私は区議会議員ですし、このすぐ直後に改選が迫っています。だけど、苦しいよ、選挙やる僕らにとっちゃあね。やっぱり3月17日ぐらいまでに、1カ月ぐらい延ばさなかつたら、一番大事なことができないということを申し上げておきます。

卯月会長　ありがとうございます。大変重要な視点なので、区民会議に参加された区民委員の方々も、ぜひご意見をいただきたいと思います。

どなたかございますか。

寄本委員　今、久保委員が言ってくださったことは、大変大切なことでございまして、区民会議に携わった者としては、大変ありがたく思います。

どうか、それを十分に反映してください。

それから、ちょっと違う質問でよろしいでしょうか。

財政の面が、どの程度触れるということでしょうか。経済の中ですね。新たな国の税財政の政策によって異なりますから、予測するのは難しいと思いますけれども、ある程度、財政的な見通しもする必要があると思うんですが、その点はいかがかなと思いますが。

卯月会長　ちょっと、財政のは宿題に置いて、今の問題について、もうちょっと。はい、どうぞ。

高山委員　区民会議の高山でございます。

今ちょっと、非常にいい意見を出していただいて、私どもとしては、大変うれしいところなんですけれども。

区民会議の方でも、事前にこのような日程につきましては、資料をいただきまして、これから区民会議としては、どうしていこうかということで検討を重ねているところでございますが、やはり、ちょっとこの日程ですと、我々も意見をまとめるのに、時間が必要かなというところがございます。

区の方の立場もでございますので、できるだけ努力をしてということで、意見書をつくりたいというふうには、皆さんで努力を重ねるということで、各分科会においても、活動は既に25日に提出した以後、すぐに皆さん、始めておりまして、この会議の内容につきましても、逐一、報告を聞きながら、意見書をまとめようというふうには努力するつもりではあります。

ただ、先ほど来、2月17日の話が出ておりますが、なぜ17日になっているのかも、ちょっと私どもにはわからないところでありますので、もし時間的な余裕をもっていたら

ければ、大変ありがたいかなというふうに考えますが。

卯月会長　ありがとうございます。ほかにご意見。

山下委員　山下です。第3部会というのをしてますけれども。

今の議論ですけれども、本当に、これは非常に重要な問題だと思っていて、区民会議として、どれぐらい、言いつ放しになってはいけませんので、言った以上、きちっと構成の方に反映させていただきたいし、さらにその実施まで見ていきたいというのが、区民会議の意見です。

ですから、絶えず、もう既に、この前、提言終わった直後からこの議論というのは始まってまして、その時に、じゃあ、どういう、区民会議は骨子(案)が出るまでほっといていいというわけではありませんけれども、その間、どういうふうな情報をいただいて、中で議論して、ということが実際にできるだろうかというところが問題になってます。

それで、今までは、区の方に部局をやっていただいて、いろいろサポートしていただいたんでできてたわけですけれども、これからは、そのサポートというのはあんまり期待できないという話の中で、実質的に、任意の人間がうまくやるのか、それでいいのかという議論もありますし、やっぱりそうじゃなくて、やはりしっかりとこの審議会と連動するような格好で、きちっと事務局としての位置づけもされた上で、それでこの審議会の、これからやろうとする審議会の審議の議案と、その資料も事前に、区民会議の方としてはいただきたいし、終わった後のビジョンの構想もいただきたい。

途中で、その代表として、今、かなりもう出ておりますので、それぞれがそれぞれの部会を代表して、その意見のやりとりをできるような格好にもっていく。進め方を、できるだけ、できれば任意という形でなくて、きちっとした位置づけをされた上でやっていきたいというのは、希望として持っております。

卯月会長　ありがとうございます。

先ほど根本委員、挙手されました。

根本委員　私は、区民会議に入ってませんでしたから、事情はよくわからないという面もあるんですが、区民会議の中からの提言を受けて、審議会は審議会として、区民会議の皆さんの情熱に負けないぐらい心で頑張っていきたいと、こういうふうに思っているわけですね。

そこで、審議会の審議と並行して、情報は区民会議の方に流しますというの、私はちょっと違うんじゃないかというふうに思っているんですね。ここで真剣に議論をして、そ

の骨子(案)をつくって、それをもとに区民会議の皆さんの意見を聞く。そして、もう1回フィードバックして、我々が責任を持って結論を出して、そういうシステムが必要。

情報と言いましょうか、この審議会の会議の中身とか何かは、適宜流していただいて結構ですけれども、審議会は審議会として独立しているというか、あるいは、最も重要な機関ですから、そういう自覚を持って、私は参加をしているつもりなんです。それが1つ。

もう1つは、こうやって14回で、最後結論まで書かれちゃうと、何か、この結論できちゃってるんじゃないかというふうに考えちゃうわけですね。どういうふうに、これから展開されていくのかわからないわけでしょう。これだけ重要なテーマを持っているわけだから。

だから、これを目安としてはお聞きしますけれども、これできょう、日程を伴いまして、すぐに結論にはしていただきたくないというふうに思うんですよね。

それと、前は、基本構想審議会の中に部会をつくったんですね。それで、私は環境などの部会に入って、そこで議論をしてきた。ですから、きょうここに来るまで、私は部会ができるものだと思っていたんですよ。そしたら、全体会議と、あと起草部会という、これだけの人数がいて、たった2時間の議論で、審議会の委員の皆さんが自分たちの意見を十分出せるのかというふうに思うんですよね。

ですから、なぜ部会をつくらないのかなというのが率直な疑問なんです。起草部会を8月から始めるっていうわけでしょう。何の議論もしないで起草部会が先行しちゃうという話、これもまた、僕たちは一体、何をすればいいんだという話になるじゃない。いやみっぽく言えばですよ。

ということで、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

卯月会長 その起草部会ではなく分科会ではという、そういうご提案に関して、何か、ありますか、事務局。

事務局 今回、部会を設置していない。確かに10年前は、これ、3つの部会に設けて、審議をしたという経過はございます。

そのときも、3つの部会でテーマを分けて審議したということはございます。

ただ、今回は区民会議において、6つの分科会において既に各テーマごとの審議をしていただいて、その上で今回、1年かけて、今度、基本構想審議会の中で審議して、8カ月になりますけれども、審議していただいて、案としてまとめるというかたちになりますと、部会を分けてしまうことよりも、全体の中でそれぞれのテーマごとに審議していただいた

方がよろしいと。

各部会を設けても、結局はその部会を、今度は全体審議の中に戻さなければいけないという作業ができますので、今回は、その提言書をベースとしたものというところがございまして、そういう点でいえば、部会をつくることは、我々、今回は考えなかったというものでございます。

それから、今までのお話を聞いておられますと、やはり、世話人会の中でも、まだ十分に議論が煮詰まってないところがございます。この審議会とも、その意見、あるいはその議論の経過を区民会議にどうフィードバックするのか。正式に、今、審議の状況を流すよりは、今現在、基本構想審議会では、こういう審議がなされておられますと、そういう情報のフィードバックが常に行われるようなことを考えていきませんか、それぞれ、お互いにどういった審議をして、どういった形で進めていくのか。8カ月ぐらいの期間の中でまとめていかなければいけないものですから、お互いに情報を共有したいということで、先ほど、お話をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

根本委員　もうこれで終わりますけれども、時間がない、時間がないというふうにならずと言われているんですね。時間がないったったら、私たちは時間はあるんですよ。

事務局側が時間がないと言っているだけであって、僕は、区民会議が相当議論しましたっていったって、この膨大なやつ、我々がこれを参考にしてまとめていくわけでしょう。これ、大変なことだと思いますよ。全体の見直しよりも、はるかに審議会は大変だというふうに思うんですよ。

だから、あんまり時間がないってということとか、それからこれだけのメンバー、35人いるわけでしょう。我々の、例えば災害対策特別委員会なんか、せいぜい18人ですよ。18人で2時間やるでしょう。そうすると、せいぜい、発言は三、四人ですよ。質疑応答になるでしょう。

それで、だからできるんですかっていうふうに思うんですよ。

それから、私は逆に、これがあるから、これをもとにエキスを絞っていくような部会をきちっとつくって、その区民会議の提言を生かしていくという作業が必要だなというふうに思っていたから、なおさら部会のことを、逆に考えていたんですよ。

ということなんです。だから、つくらないという、事務局の意見でつくらないということならば、それはそれでしょうがないことだけれども、しかし、これだけ。

川井委員 いや、それは根本さんの考えでしょう。みんなの考えじゃないでしょう。

根本委員 いや、だから私の意見言っているんですよ。あなた、そうだったらば、私
の後でも言ってくださいよ、そんなこと。

ですから私は、だからそういう、そんなに大事なことを、ここで全員の意見を、それこ
その基本構想に、網羅するような配慮をぜひやっていただきたい。

以上です。

卯月会長 ちょっと、問題整理しましょう。

区民会議、骨子(案)を出していただいた後、区民会議はきちっと議論したい。ちょっ
と時間をとりたいという話と、それから、区民会議から意見書が出てきた後、この審議会
の中で、もう少し時間をとりたいというお話が2つあって、先ほど、久保委員の方から、
2月17日ってあったけど、3月17日もあるんじゃないのっていうご提案があって。も
ちろん、その全体が広がれば解決してしまう部分も若干あるので、まずそれについて、ち
よっと。

2月17日を3月17日にするという可能性が、いろんな都合で、あり得るんでしょ
うか。17日とは限りませんが。僕はその辺、よくわからないので。少し延ばすというこ
とはあり得るんですか。

事務局 今回、この審議会の日程のことで、あえて出させていただいているのは、私
どもも、ここまで具体的に、書いたものを出すかどうかということは、非常に迷ったとこ
ろでございます。

ただ、意見をもらう上で、まず事務局案を出さないと、議論にならないだろうというこ
とで、我々がまずこれを示して、その上で意見をいただくというスタンスでございます。

ただ、十分に議論をする。あるいは、意見交換をされる。私どもも、それは、今までも
当初の計画から、これは十分考えてきているところではございます。

今、提言書についても、この膨大なものをそのまま審議するのかという意見ございませ
けれども、こういったものも、私ども、今、並行した作業の中で、次回のテーマのときか
らお示しをしていきたいというふうに思っておりますけれども、この中から、やはり提言
書で示された項目とか、論点とか、そういったものも捨てる限り拾って、議論しやすいよ
うな形の資料を皆さんにお配りして、議論を進めていきたいというふうにも考えておりま
す。

そういう作業的なところは、どんどん我々も並行してやっていきたいというふうに考え

ております。

具体的に、その審議の日程がきついということになれば、当然、各テーマのところを少し後ろにずらすなり、その骨子(案)の審議を少し後ろに送ったりという、そういったことの可能性は出てくるのかなというふうには思っております。

ただ、今のところ、2月17日の最終答申と、この部分については、我々は、動かすことは今のところ考えていない。何がどうきついのかというところが具体的にになれば、また私どもも考えるところが出てくるかと思えますけれども、今の段階では、この2月17日を動かすということは、考えとしては持っていないというところでございます。

大友委員 四谷地区の協議会から来ました大友と申します。

こういうところは初めてなものですから、ちょっと変なことを言うかもしれないんですが。

こういう日程があるから、これに合わせるということにつきましては、やはり皆さんも抵抗があるかもしれないんですけれども、私、考えるには、一応、区民会議の方でいろいろと出ているということで、私、ちょっと区民会議にはいなかったんですけど、皆さん、一生懸命やってらっしゃいますし、そういう点では、自分たちのつくったのを、この審議会でもた再論議されるということであれば、傍聴なり来ていただくこともありますし、私どももやはり、あさって区民会議の発表があるということで、それにはぜひ出させていただいて、それで勉強したいと思っております。

それから、もう1つは、私どもは地区協議会として、私が四谷地区の地区協議会として来ましたので、分野別の課題の検討につきましては、各担当の部署の方に傍聴をお願いして、ご意見を賜りながら、骨子(案)の検討のところでは、そちらの方の部門の方からもご意見を伺って、私は代表として述べていければと思っているんですけれども。

ですから、何と言うんでしょうか、日程をざっと決めてというよりは、順番的にやるんですけれども、これを目標にさせていただくと、いいのではないかな。特に、こうやって見ると、10月から骨子(案)の作成になるんですけれども、やはり7月、8月で地区協議会が開かれる、役員会というんでしょうか、そういうのが開かれることがございますので、9月からやっと、今までの分野別のことをお話して、それで皆さんに、私どもの意見を聞いて、それを吸い上げて、またこちらの方に持ってこなければなりませんので、こういうような日程でやることを目標にすることがいいのではないかなと、私は思ったんですけれども。

反対の意見の方もいらっしゃると思うんで。

卯月会長　ありがとうございます。まことに。

成富委員　済みません、いろんな話がこう、進め方の、すべてかかわっているんですけども。幾つか、いろんなことが一緒くたになっているような気がします。

今、最初に出ていた、区民会議と審議会の関係という部分で、これの一般的な関係というよりは、要するに骨子案は出て、その後に意見書をもって、それをこの審議会へもう1回踏まえて、最終答申をするということはもう決まっているわけですね。

その場合に、意見書をもって、その後の審議会の応答がないわけなんで、というか、それはもう1月に入って何回かの中で、答申を確定する段階に考えていると思うんですけども、それはちょっと短過ぎると意見がありました。

1つ、理屈っぽく言えば、今回の区民会議というのは、協働とか参画の1つの形、協働なのか参画なのか、そこはまた議論になると思いますけれども、いずれにしても、そういったものの1つの形だと思うんです。

これから、あいまいに協働しましょうという、スローガンのように言うのではなくて、具体的に協働の形というか、手法というのをつくっていかなきゃいけないと思います。その場合に、一応、今回は意見書をまとめて、まとめ方は区民会議で議論されていると思いますけれども、区民会議で骨子案に対して、きちんと意見書を出すという。それを踏まえて、もう1回議論するという手続をはっきりさせるということが重要だと思うんですね。

そこが、情報を公開して、傍聴に来て、知り合うというレベルではない話だと思いますので、やはり意見書を出して、それを審議する期間がないというのは非常に大きな問題で、そこで1カ月とはいわず、もう少し、12月をはさんだ40日が短いという説得力のあるご意見あったんですけども、それに対しておしりが決まっているという根拠がまだ説明されてないと思うんですね。そこでないと、もうどうしようもないという。それを、申す少し、2週間でもいいわけなんで、延ばせないかということが一番肝心で、それは一番肝心な、どこかの資料にありましたけれども、意見書と最大限尊重する手法というか、手続を前面に掲げているわけですので。

なぜ締め切りがきまってしまっているのかということ、まず説明していただきたいと思います。

以上です。

卯月会長　事務局、どうですか。

事務局　今、お話にありました、2月17日答申でなくてもいいのではないかと
お話ありましたけれども、どれくらい延ばせばいいのかということも、1つはあろうかと
思うんですね。

今回、区民会議の意見を聞くのも、当初、11月30日までというふうにさせていただ
いたところ、やはり十二分に意見交換図っていく必要があるだろうということで、1月末
日までさせていただいたというところはございます。

今回も、確かにこの一番きついところは、最後の部分で、骨子案を決定してから意見を
いただくまで、ここが非常にきついなと思うのがあるところですね。

私どもも、あえてここを、意見交換、最終的な段階でもやりたいというところに入れさ
せていただいたものですから、きつい日程にはなってしまったというのはあるかと思うん
ですが。

ただ、私ども、全体としての8カ月の中で、工夫できるところがないのかどうか。その
辺のところ、先ほど、日程があらかじめ決まっているというところのご意見いただきまし
たけれども、ある意味では、私ども、この審議内容について、何をやるかというところは、
1回目、2回目のところは、2回目は次週、7月19日というので、これは決めていると
ころはありますけれども、それ以降の部分は、まさに審議会の方のご議論をいただいて、
この部分については考えたいというふうに思っておりましたので、この部分の中を工夫す
ることによって、早くできないのかどうか、その辺のところはあるかと思えます。

2月17日が、どれだけ延ばせるのか、延ばせないのかということはあるかもしれ
ども、追って、今度は審議会からいただいて、それを区の家としてまとめて、それから今度、
それをまたパブリックコメントという、区民の意見を1カ月で十分とって、区の家として
まとめたところで行って、次の作業がございますので、こういった中で、工夫できる
ところは工夫できないかというところで、2月17日というところで設定をさせていただ
いと、そういうものでございます。

卯月会長　わかりました。それでは、あくまでもこの審議会の日程は案であるとい
うことで、特に秋以降の進め方及び骨子案を出す時期、それから意見書の提出の締め切りの
時期、それからさらに最終答申を出す時期については、次回の審議会までに再検討を事務
局の方でしていただいて、今の出された意見を踏まえて、再検討していただくとい
うことでいかがですか。

はい、どうぞ、三田委員。

三田委員　今、私が思っているの、2つあるんです。一番、手続論の問題として、ずっとあるんですね。それが、新宿区民会議と、当審議会との相互関係でということで認識、正当性の問題も含めてどう確保していくか、こういう重大な問題。

1つ議論が欠けているかなと思うのが、7月から12月までの、まさに審議会の意思形成決定過程の中に、区民会議の意見が、実質的にどういうふうにも有効に入力できるのかなという議論が、ちょっと欠けているんじゃないのかということがありますね。

現に、区民会議のある会では、相当、しっかりした体制をつくって、6月25日答申以降が第2幕であるという形で、自主的に、自分たちの提言をさらに具体化し、体系化していこうという試みもあるわけですね。

ですので、もう1つは、当審議会に、区民会議にかかわった学識のメンバーであるとか、リーダーであるとか、あるいは地区代表として、直接、間接にかかわられた方も参加されているわけですから、そういう方々を通じて、区民会議との双方向を、入力ということを確保できるのか、このプロセスというものを大事にできないのか。

ですので、骨子案が出てしまった結果論として、それに対して意見を言っていく部分と、その前に、審議会が答申内容を確定して、具体化していく仮定の中で、区民会議にかかわった相当のメンバーがここにいらっしゃるわけですから、それは、うまく区民会議との双方向の交流をとることによって、かなり有効な入力を及ぼすことができるんじゃないのか、これが1つです。

それから、ちょっと異質なものになるんですが、この基本計画と都市マスタープランが合体するということは、非常に、これは画期的な試みであります。ですが、逆に言うと、これは相当大変なことになる。

事務局からの具体的記述のイメージという、10ページに書いてございますように、一見、この都市マスタープラン、基本計画を列挙するばいいんじゃないかと、こう簡単に言うんですけども、これは、具体的な政策レベルの問題として考えてる場合、本当に都市マスタープランというときに、関連性がこうやってつけられるのか。1つの文書の中ですね。それは相当議論を要するところで、簡単にじゃあ、審議会が引き受けましようと言えるのかどうか、相当、基本的な、まず第一には評価したいと思います。これ、大事な、もしできれば相当大変な試みなんですけれども、しかし、それは、技術的な問題として、都市マスタープランと協議を。

単に関連する事項を列挙するんであればできるかもしれないんですが、相互の有機的関

連を保って、これができるはずらしいことであるけれども、これを基本構想審議会として受けとめて、この短時間の中で果たしてできるのか。

これをずっと考えて行きますと、どうもこの起草部会というのは、相当大変なお荷物をしよわされるんじゃないのか。簡単に書いてあるけれども、8回で本当に済むことなのか。こういう問題も含めまして、相当大きな検討課題。先ほど、議員さんの方からもございました専門部会も設けなくてやっていこうということであれば、起草部会は相当大きな役割を果たすんじゃないかなと。この辺は、事務局はどうイメージされてるのか。今申し上げたように、都市マスと基本計画のドッキングという有機的な感じはしてないのかという、技術論の問題も含めて、事務局さんでどういうふうにイメージされているのか。

それは、最終的に、この骨子案というものの存立ですね。心証度、あるいは逆に具体像、どこまで具体的にするのか。こういう、具体的地図をイメージとして書かれているようなレベルにまで、具体的なものを要求されるのであれば、果たしてこのスケジュールでこなせるのか。

ちょっとダブったこと、要するに民主的政党制という意味で、区民会議と審議会と双方向のものを、どういうふうに持っていくのか。特に政策の形成過程が、7月から12月までの間の期間が大事なんじゃないかということと、後段に申し上げた都市マスと基本計画をドッキングさせるという技術論、政策技術の問題として起草部会では非常に重荷を背負うんじゃないかと思うんですが、その辺の技術的な考え方をどう、具体的に、実現可能性として、事務局はどう検討されているのかということ、ちょっとご質問したいと思います。

卯月会長　　今、三田委員の2つございまして、1つの方は、かなり日程に左右されたり、起草部会の役割というものに左右されますが、もう1つの都市計画マスタープランとの関係というのは、僕も全く三田委員と同意見でありまして、これがもう、やりながら考えるしかないという部分もあるんじゃないかなと思うんですね。

挑戦する価値は、相当高いことは事実であって、そこで、途中で挫折するかどうか、僕らの力なのかなと思うんですが。

それは僕の意見だから。事務局、特にその都市マスとの関連の方で、素朴な、懸念されているということもおっしゃってたけれども、向こうも審議会がありますからね。その辺、ちょっと補足していただけますか。

事務局　　今回のこの基本計画と都市マスタープランの総合化について、説明します。

基本構想審議会の中でも、こういった構想化についてお話をさせていただいておりますけれども、都市計画審議会の方でも、この部分について議論をさせていただいております。

その中で、そこでの議論、それから基本構想審議会での議論、こういったものを双方向に相当やりとりをしないと、この部分の総合化というのは難しいだろうと、私どもも考えております。

ただ、本格的な、やはり少子高齢社会、あるいは地方分権の進展で、行政需要が非常に複雑化、増大化している中で、その部分はハードのところ、この部分はソフトのところという形は、多分、これからの新しい計画ではなかなか割り切れないだろうというふうに思っています。

多分、これから、新しく、やはり計画をつくる場所は、この議論を相当やった上で、踏み込むか踏み込まないかというところは、相当出てくるんだと思います。

私どもが、やはり都市計画分野と、環境とか産業とか文化とか福祉、こういったほかの分野との分担、連携、これをやっぱり区民会議を踏まえて横断的な取り組みを、やはり計画画面で示していくべきではないかと。その部分をあえて挑戦をしていこうじゃないかというところで、区長の思いもありまして、こういった総合化に向けた取り組みをやっていきたいというふうに考えております。

これは、私ども、簡単に一言で言っているわけではなくて、こういったイメージについて出すのも、相当、都市計画分野とも相当詰めてきておりますし、今後も、その部分についても相当議論をしながら、あるいは試行錯誤をしながら、これはやっていくしかないかなと、このように思っております。

ただ、そういった挑戦を今回の新しい計画づくりでやっていきたいと、このように私どもは考えているというところでのご説明でご理解いただければというふうに思っております。

卯月会長　　今の課長のお話と、冒頭の区長さんのお話にもありましたので、多分、僕も知る限り、日本で初めてかもしれないこういう大きな試みに、区民の方も、それから審議会委員の方も、大変、熱心に、エネルギーを注ごうということですので、ぜひ挑戦を試みたいと、私は思っていますが、その意味では、ご了承を、きょうしていただき、もちろん向こうの審議会もございますので、向こうについても、このことをご報告させていただいて、いい意味で歩調をあわせながらやっていきたいと思いますが、その点はよろしいでしょうか。

ここに書いてある、このとおりだという意味じゃないですよ、全く。

久保委員 説明がないことは、ちゃんと。

卯月会長 説明がない。

久保委員 どうしても、問題になっていることを答えない。

なぜ2月17日かということの説明しない。

卯月会長 それは今、除いてます。都市基本計画と都市マスを総合化することに挑戦しようということに限って、それを。

久保委員 それじゃあ、まださっきの問題残っているの。

卯月委員 いえ、それは今から言うつもりです。今から、資料5の何番ですか、7番ですか、基本計画と都市マスを、総合化のイメージではご了承いただけますかというご質問をさせていただいたんです。

安田委員 実は、この審議会は都市マスとは別な部分なのかなと、私、当初思いましたら、そうじゃなくて、今、三田委員のお話でも、プラスさせていくんだと、こういうお話でしたね。

そうしますと、今、進んでおまして、8月25日に提言する地区協議会の部分はようになっていくだろうと思うわけなんです、そのプランはここには、スケジュールが何も入ってないんですね、現実には。それはどういうふうになって、このプラン。

というのは、地区協議会が、都市マスに対しての提言をしていくということが1つあったかと思うんですが、その都市マスがドッキングするんだということであれば、当然、地区協議会の提言を踏まえた中で、ドッキングさせていかなきゃならんものになっていくんじゃないかと思うんです。いかがなものでしょうか。

卯月会長 はい、ご指摘のとおりだと思います。

じゃあ、都市計画担当の方、ちょっと。発言者、副参事お願いします。こちらに来ていただいた方がよろしいかと思えます。

事務局 都市マスタープランの方を担当させていただいております都市計画部のまちづくり計画担当副参事 橋口です。よろしくお願いいたします。

ただいま、地区協議会で検討いただいている地区別のまちづくり方針、それが8月24日に最終まとめを提出いただくわけですが、それがどういう位置づけになるのかということですが、それにつきましては、先ほど、資料の5の中で、8ページになります。基本計画と都市マスタープランの総合化のイメージ、そこを見ていただきますと、

その中に、下の方、基本構想がありまして、基本計画と都市マスタープランを総合化した計画。その計画の中の一番下の部分になりますけれども、地区別のまちづくり編という形で、四谷から始まりまして新宿駅周辺まで、ここがこの出された計画の中で、地区別のまちづくりということで、都市マスタープランの部分という形になりますけれども、位置づけられるという形で考えております。

よろしく願いいたします。

卯月会長　　今の、安田委員、回答よろしいですか。

近藤委員　　話がぼんぼん飛んでしまうんで、これはだめじゃないかなと思うんですが。先ほどの、会長代理の成富さんが言われた、最後はどうなんだという、これがないと、いつまでにどうしなきゃならないんだという、みんな納得して、よし、じゃあ夜中までやったってやろうじゃないかということになるんだけれども、どうして最後のところがわからないのか。最後、どういうわけで、国の予算でもないから、予算案でどうしてもここまでに終わらないとだめなんですという、日にちの必然性を、はっきり、きちっと説いていただいて、それを逆算していかないと、2月17日という問題が出てくるんじゃないかと思うんです。

だから、最後、どういうわけでここまで、日が終わらなくちゃいけないんだということ、まず聞かせていただかないと、幾らだって時間は延びちゃうだろうし、もっと早く進めるという方法は、いろんなことがあると思うんです。

都市マスの問題も後から出てくるような感じになってきてしまうんじゃないだろうかと、こう思うんですが、何としても、この日本で初めてというようなことを言っているんだしたら、十分な時間をとるなり、または十分な時間はいつまでたってもとれないんだって言うんならば、どういうわけで、このところでやりたいんだという、選挙があるからだ。あっ、そう、ほなしゃあないとかって、そういう理由でもいいですけども、きちっとした何か理由を聞かせていただきたい。

そうすると、熱が入って、逆算してできるんじゃないかと思うんですね。

以上です。

卯月会長　　そこまで言われたら、何か答えてもらわないと。課長さん、ぜひどうぞ。

ちょっと、拡散してしまうのは僕のせいだと思いますが、基本計画と都市マスの総合化という方針については、ご確認いただきたい。了承いただきたい。しかし、もしそういうことに挑戦するならば、この日程の組み方については、もう少し工夫があるんじゃないだ

ろうか。それについては、次回の審議会に再検討して出していただきたい、そこまではよろしいでしょうか。

その最後の日程については、先ほど、少し玉虫色だったので、ひょっとしたら3月に延びるかどうかということで、日程調整のお願いをしたいと、私は思ったわけですが、今、そういうご発言があったので、もし企画の方から、再度の日程について、何か別な要件があるのであれば、ぜひご回答をいただきたいと思います。

久保委員 その前にどうしても。

役人からそういう問題はっきりさせようと言っても、なかなかもって、できないだろうと思うから、老婆心ながら言いますが、まず、なんだかんだ言っても、事務局や区長の意向で日程が決められることは、しょうがないんです。僕らが認めるかどうかなんですから。

その1つに、3月15日に区成立記念日があるんです。これまでに、区長としては間に合わせて、十分な時間をもって間に合わせたいのはわかりますよ。

さらに、もっと言えば、4月15日から区議会の改選が始まります。区議会議員のこと、配慮しますよ、それは。

それと、その前に、最後の予算委員会が27日以降から始まるんですよ、2月の。ここで、区議会議員8名、7名出ているけれども、38名出ているわけじゃないんですか。予算委員会で、この基本構想を審議してもらいたいという区長のいい姿勢ですよ、区議会に対する。こういう3つのことが重なっているから、17日というのは決まっているんですよ。そんなことを正直に言うわけないから、あえて僕は言う。

卯月会長 僕はその辺、全然わからないものですから、何と答えたらいいんでしょうか。

何かあれば。なければ、別に僕は求めません、回答。あくまでも、次回までにきょうの意見を踏まえて、日程について再検討してほしいというのが、私の意向でありますので。

2月17日なのか、あるいは延ばすのか、そこを含めて出していただければ、私は結構です。

事務局 こちらの方からご説明をさせていただきますけれども、先ほど、資料番号4のところ、最初に、基本構想審議会の位置づけという流れをお話させていただいてます。その中で、答申をいただきまして、その後の流れとして、どうしてもその構想・計画、実施計画のプランをつくって、それから1カ月パブリックメントをかけていく。それから、

それを、基本構想については、議案として議会に上程をしていくんですね。

議会審議、議会にかけなければいけないんです、この基本構想というのは。それは、第4回定例会にかけざるを得ない。そうすると、そこのおしりが決まっていると、そこから事務の流れを組むと、私どもが意見交換のところを十分にとった中で、区案の作成期間をなるべく短くした中で、この日程にさせていただいたというところがございます。

それから、2月17日というところで、先ほどご説明させていただいてますけれども、この日は、区の成立60周年記念ということで、同時に自治に向けた新しい新宿区の考え方をメッセージとして出していこうと。そのときに、一緒に答申として区長に出していこうと、そういうようなことを考えておりまして、今もお話がございますけれども、3月の中旬までは区議会の方も入っていきますので、議会審議に入っていきますと、議員の皆様も当然、こちらの審議会の方には出れませんし、私どもも、そちらの方、今度は議会の方に出席する形になりますので、そういったところを考えると、2週間とか3週間延ばすという作業が、どうしてもできないというところで、その日程を組ませていただいたというところがございます。

ですから、その日程の中で、その審議内容については、まだこれは事務局案ですので、その部分については、幾らでもその部分の調整をさせていただきたいなというふうに思っております。その辺は、会長等も含めて、調整を図りつつ、皆さんの方に理解させていただければと、このように思っているところでございます。

卯月会長　　ありがとうございました。

それでは、繰り返しになりますが、次回までに再検討をしていただいて、新たな日程、それからこの後のことも含めて出していきたいと思えます。

先ほど、寄本先生からのご質問で、財政的な問題と、この審議会との関係、あるいは基本計画の関係はいかなものかということが言われましたので、ご回答をいただけますか。

事務局　　財政の部分については、どういう見通しが立つのか。それから、どういう歳入見込み、あるいは歳出見込みになっているのか、その辺も含めて、今現在、検討しているところがございますので、そういったところが明らかになれば、そういった資料は出せるかなというふうに考えています。

今の時点では、ちょっと出せる、出せないというところでは申し上げられない、そういう状況でございます。

卯月会長　　よろしいですか。ありがとうございました。

かなり定刻に近くなってまいりましたが、第1回ですから、これだけはという方がいらっしやいましたら。

沢田委員　　今までのお話は大体わかりました。それで、実は私、都市計画審議会の委員もしております、ここにも何人かそういう方がいらっしやるんですけども、やはり、先ほど地区協議会からのまとめが、8月の末に出てくるということで、都市計画審議会もそれを受けて議論をしながら、こっちとそれを合体していくということはすごく大変なことだなというふうに、都計審のときも思いまして。

都計審の方は、都市計画の部分をやっているといつて、あるいはその部分でいいんですけども、ここは、その議論も踏まえながら、お互いのこの情報を共有しながらやっていかなきゃいけないという点では、次に日程を出していただくときには、ぜひその都計審の方の流れも一緒に出していただいた方がわかりやすいのではないかと。私たち委員はわかるんですけども。

そうすると、どの時期にどういう議論をしていかなきゃいけないのかというのがわかりやすいんじゃないのかというふうに思いましたので、要望したいと思います。

それから、先ほど、10年前のときは部会が3つあってというお話がありました。私も、10年前に出ていた方たちに聞くと、やはり部会の中で、テーマごとに分かれてますから、かなり詰めた議論ができたというふうにも伺っていたので、私も、今回はどうするのかというふうに思いながら参加したんですけども。

それがいい中で、先ほど三田委員がおっしゃったように、すごく大変になるということ、部会は本当に持たなくてもいいのかどうかというの、どうなんでしょうかという。ちょっとまだ、疑問が、まだ私の頭の中にありますので、その点と。

それから、最大限、この提言を生かすということで、非常に、今、本当に努力の結晶のこの提言書だとは思うんですけども、ただ、今までの基本構想、これはこれでありまして、柱の立て方もかなり違っていると思うんですね。今回は4つの大きな柱でまとめてきてありますけれども、今までは5つの柱と、それから構想の推進のためにというところでの協働ということが言われていたので、じゃあ、前のは全然もう、なしにするわけではないはずなんですけれども、柱も含めて、この提言書にも全く沿った形での議論を、ここでしていくことになるのかどうか。柱も含めて、こうした方がいいという議論から始めていくのか、その辺のところ、ちょっとお聞きしたかったんです。

卯月会長　　最後の点だけちょっと。今の事務局の考え方をお聞かせいただけますか。

事務局 先ほどもご説明させていただきましたけれども、区民会議の大概の中で、なぜこういった4つのテーマになってきたのかということをご説明させていただきました。

これを今後、基本計画に体系立てていくときに、当然、この章立てでいいのかどうかということも、当然、議論になるかと思しますので、これは審議会の中でも、議論をいただきながら、区案としてはまとめていくというような形で考えていくところでございます。

卯月会長 わかりました。

成富委員 今のところで、もう次回からは具体的な分野別検討となるんですけども、この、一応、分野別検討というのが何を意味しているか、ちょっと、今の段階ではよくわからないんですよ。子どもとか、一応、書いてはあるんですけども。

それと、提言書の関係、今、出てたと思うので、何を分野と考えているのか。提言書に沿った4つの柱みたいなことなのか、あるいは、既存の分け方ありますよね。いろんな教育とか、福祉とかいうように分ける分け方なんで。

そこら辺、今、出てこないと思いますけれども、次回までに、ぜひそういう分野別検討課題の具体的な、きょうは何をテーマにするとかという案を、次회가、審議会の前に何か示していただければいいんじゃないかなと、効率的なんじゃないかなと思います。

以上です。

卯月会長 それでは、今の成富委員のお話と、それから先ほど、沢田委員の都市計画審議会の日程についてもわかるようにしてほしいということは、お願いいたします。

それでは、そろそろ時間になりましたので、ちょっと、きょうのまとめのようなことをしたいと思います。

きょうは第1回ということで、主に基本構想審議会のこれからの進め方について、議論をいたしました。

まず、第1点は、区長の話にもありましたが、審議会としては、区民会議の提言を最大限尊重する形で、それをベースにしてこの審議会で議論をしていく。この点については、確認をさせていただきたいと思います。

2点目は、審議会で議論した中間答申みたいなもんですかね、骨子案とここでは呼んでいますが、骨子案を区民会議に戻して、さらに区民会議から意見書を提出していただく。その意見書に基づいて、この審議会で再度検討をし、それを区長に答申を出す。その流れについてもご確認いただきたいと思います。

ただ、案として出されましたスケジュールにつきましては、その趣旨をかんがみると、

ちょっと区民会議の検討の時間、この基本構想審議会の時間、特に意見書提出後のお話でございしますが、短いのではないかとご指摘がございましたので、次回までに検討をいただきたいということが、次の話でございします。

もう1つは、最後、沢田委員も言われましたが、ちょっと細かな話になりますが、部会がよろしいのか、あるいは起草部会という形をつくる方が、今のこの趣旨に合わせてどちらがふさわしいのかということも、もう一度再検討をしていただき、それについて次回、出していただくということをお願いしたいと思ひます。

今、私の記憶ではその程度ですが、成富委員、よろしいですか。記憶力がそんなによくないので、その程度しかありませんが。

もしよろしければ、こういう形で、次回7月19日でしょうか、またこの会場で、同時刻で開催したいと思ひます。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、また次回、よろしくお願ひいたします。

事務局 どうもありがとうございました。

卯月会長 申しわけありません。1つ追加いたします。

先ほど、成富委員の方からもお話がございましたが、今回は、今申し上げたことのテーマに加えて、分野別の検討も、第1回目として、子育て・教育・生涯学習・コミュニティーといった問題を、最初の分野別の検討にしたいということが、事務局から今、出されておりますので、ご承知おきください。

済みません、終わってしまっただけなんですけれども。だから、それを全部、全体がどいう順番でいくのか、それを出していただきたいんで。次回だけ、ポコッとこう並べているような感じがありますから。

事務局 それは次回、全体の部分をださせていただきます。

本日は、方針もまだ決まっていないう状況の中で、全部出したんですね。

卯月会長 一応、次回だけアナウンスしろということにして、申しわけない。次回、2回目、3回目、4回目も、出すようにお願ひしたいと思ひます。どうも失礼いたしました。ありがとうございます。